

みえデコ活学習デジタルコンテンツ制作事業業務委託仕様書

1 業務名

みえデコ活学習デジタルコンテンツ制作事業業務委託

2 業務目的

本業務では、県内でのデコ活の展開と定着を図るため、ライフスタイルにおける脱炭素化への選択肢をあらゆる世代が楽しく学習できるようなデジタルコンテンツを新たに制作・提供することで、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし方」に関する製品・サービス・情報を効果的・効率的に発信し、社会実装につなげる「みえデコ活」を推進することを目的とする。

※デコ活とは、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の脱炭素に向けた行動変容、ライフスタイルの転換を促すため、環境省が令和4（2022）年から展開している「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素を減らす脱炭素（Decarbonization）と環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”、活動・生活を組み合わせた新しい言葉。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

【1】学習デジタルコンテンツの制作

ゲーム型のメタバースプラットフォームを用いた、脱炭素につながる取組の必要性を疑似体感できる学習デジタルコンテンツを提案し、制作すること。また、学習デジタルコンテンツにふさわしい名称を「みえデコ活」をキーワードに提案すること。

なお、学習デジタルコンテンツは以下の（1）～（3）に示す内容を満たす構成とし、委託者と協議のうえ内容を決定すること。

（1）基本内容

ア 脱炭素につながる選択と行動により、地球温暖化が進んだ場合の危機的状況にある社会と「カーボンニュートラルなライフスタイル」が浸透した未来の脱炭素社会を疑似体感できること。

イ 脱炭素につながる選択と行動として、デコ活アクションを登場させること。特に、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを支える製品として、省エネ住宅、省エネ家電、次世代自動車に関する製品を登場させること。（代表的な製品を選定（モデル化）して差し支えない。）

参考①：三重県 みえデコ活！ポータルサイト「もっと！デコ活アクション！」

<https://mie-decokatsu.pref.mie.lg.jp/#decokatsu-action>

参考②：環境省 デコ活サイト「デコ活アクション一覧」

<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/action/>

ウ 別紙で示すロゴ及びキャラクターを使用すること。

エ 児童生徒を主な対象として、気軽に脱炭素への関心を持ってもらい、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし」を具体的に想像してデコ活アクションに取り組む意欲を高め、実践を促進するような、視覚的にもわかりやすく表現すること。

オ 1プレイ20分までとし、みえデコ活の全体像を理解できるコンテンツとすること。

カ 構築後においても新たなコンテンツを追加できる仕様とすること。

キ メタバースプラットフォーム上での動作検証を行うこと。

ク 三重県環境学習情報センター（年間約2万人が利用）、三重県地球温暖化防止活動推進センター及び三重県地球温暖化防止活動推進員が行うイベントや出前授業（年間約1万人が利用）、県内小中学校での学習の時間等での利用に適している内容であること。

（2）みえデコ活！ポータルサイトへの掲載

みえデコ活！ポータルサイトを窓口として学習デジタルコンテンツを利用できる、又は利用できる環境を案内できるよう、みえデコ活！ポータルサイトに掲載することを前提に構築すること。なお、みえデコ活！ポータルサイトに掲載する際は、委託者のサイトを管理するサイト管理受託者と協力して内容を調整の上、掲載すること。

参考：みえデコ活！ポータルサイト <https://mie-decokatsu.pref.mie.lg.jp/>

（3）留意事項

ア 有識者との連携

学習デジタルコンテンツの作成に当たっては、委託者が設ける有識者や関係者等に意見を聴く機会を活用して、内容をブラッシュアップして作成を進めること。なお、意見を聴く方法については、契約後、委託者と調整して決定する。なお、有識者等の意見を聴くことに関して発生する有識者への謝礼、旅費、打合せに係る会場費の費用については、委託費に含めないものとする。

イ ベータ版の操作確認について

完成までに、委託者による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

【2】学習デジタルコンテンツのプロモーション

【1】で制作した学習デジタルコンテンツの完成披露として、学習デジタルコンテンツ及び「みえデコ活」を周知するプロモーションを企画し、提案すること。

なお、プロモーションは以下の（1）～（3）に示す内容を満たすものとし、委託者と

協議のうえ内容を決定すること。

(1) 基本内容

ア インフルエンサーによって情報の発信やインターネット上でのライブ配信を行う等、幅広い世代の県民に「学習デジタルコンテンツ」及び「みえデコ活」をPRする機会として最も効果的な発信を提案し、実施すること。また、発信を行う際の広告も合わせて提案し、実施すること。

イ 児童生徒を主な対象としつつ、子どもから大人まで幅広い県民が理解しやすい内容とすること。

ウ 学習デジタルコンテンツを掲載するみえデコ活！ポータルサイトへの誘導が図られるものとする。

エ 完成披露後も学習デジタルコンテンツの周知に使用できる、タイトルロゴ、オンライン広告用バナー、ポスターやチラシ等の紙媒体広報物等をデザインし、データを提供すること。また、学習デジタルコンテンツのPRで活用できるショート動画を制作し、提供すること。

オ インターネット上でライブ配信を行った場合は、配信を動画で記録し、契約終了後も県の広報活動に使用できるよう提供すること。

カ プロモーションの結果をふまえて、プロモーション終了後も学習デジタルコンテンツの利用を促すような仕掛けや、本契約終了後の学習デジタルコンテンツの利用展開等について報告を行うこと。

(2) 連携するSNSアカウント

三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課が管理する以下のSNSで学習デジタルコンテンツの周知が行えるよう、素材の提供や投稿原稿作成の補助を行うこと。

参考：Instagram 広げよう！みえデコ活！の輪【三重県公式】 miepref_decokatsu
X みえデコ活！【三重県公式】 @mie_decokatsu

(3) 著作権等

ア 本契約に基づく成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引渡しをもって三重県に移転するものとする。また、著作権は成果物に係る著作者人格権を将来にわたって行使しないものとする。

イ 三重県のホームページへの掲載等のため、成果物の二次利用について承諾することとする。

【3】スケジュール

事業実施に係るおおよそのスケジュールは以下のとおりとする。なお、詳細の日程は、委託者と協議の上、決定する。

令和7（2025）年 8月中旬頃

受託事業者決定、委託契約締結

令和7（2025）年12月中旬

学習デジタルコンテンツのベータ版限定公開

令和 8（2026）年 2 月下旬～3 月上旬 学習デジタルコンテンツの公開及びプロモーション

令和 8（2026）年 3 月 31 日（火）まで 受託者から委託者へ実績報告書を提出

【4】その他

【1】～【3】の内容に関わらず本事業の実施に際し必要な費用はすべて委託金額に含むものとする。

5 打合せ

- （1）本業務の実施に当たり、委託者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施しなければならない。また、委託者は必要に応じて受託者に、事業の進捗報告及び作業内容の説明・協議等を求めることができるものとする。
- （2）受託者は打合せの都度、委託者と受託者が相互に共通の認識が図られるよう、適切な資料及び議事録を作成・提出し、委託者及び受託者において保管するものとする。
- （3）打合せは対面形式以外にも、オンライン形式等も考慮して実施し、打合せに必要な費用は契約金額に含むこと。

6 成果品の提出等

【1】成果品

本業務に関する報告書を紙媒体 2 部、電子媒体（U S B 等）2 部を委託者に提出すること。報告書には、次の項目を必ず含めること。なお、（5）、（6）、（7）に関しては電子媒体のみの提出でも可能とする。

- （1）委託業務の実施内容（制作した学習デジタルコンテンツや実施したプロモーション内容を含む）
- （2）委託業務にかかる経費の内訳
- （3）学習デジタルコンテンツの設計書又はそれに類するもの
- （4）学習デジタルコンテンツの操作説明書
- （5）学習デジタルコンテンツの修正に必要な管理者権限又はそれに類するもの
- （6）制作したデータ、広報物データ等
- （7）その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料や、県が指示するもの

【2】提出期限

令和 8（2026）年 3 月 31 日（火）

7 全体留意事項

- （1）委託契約締結後、速やかに業務実施に係るスケジュール及び体制表を作成し、委託者へ提出すること。

- (2) 受託者は、本業務の目的を十分に理解した上で業務を遂行すること。
- (3) 本業務により新たに生じた著作権については、すべて三重県に帰属するものとする。
また、受託者は、本業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については、事前に書面にて許諾を取得するとともに三重県にその旨を書面により報告すること。
- (4) 本業務を処理するための個人情報及び三重県の機密事項の取扱いについては、本業務のみに利用するものとし、契約期間中又は契約終了後を問わず第三者に漏洩しないこと。
- (5) 受託者は、個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (6) 本業務において想定される脅威を整理し、契約後に示す「三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）」を遵守して業務を行うこと。当該ポリシーに接触する行為又は事象が発生した場合や、そのようなおそれがある場合は、県に報告を行い、支持のもと速やかに対応すること。
- (7) 業務完了後、1年以内に受託事業者の責めに帰すべき事由による障害等が発生した場合は、速やかに是正措置を講ずるとともに、これに要した費用はすべて受託事業者の負担とする。
- (8) 受託者は、委託者の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を委託者に提出し、委託者の承認を得た場合はこの限りではない。
- (9) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず委託者に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (10) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じたとき、又は本仕様書により難い事由が生じたときは、速やかに委託者まで連絡し、両者協議により決定すること。
- (11) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 委託者に報告すること。
- エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等の遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (12) 受託者が(11)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (13) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

8 環境への配慮事項

業務にあつては、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）の「会議運営」の判断の基準を満たすこととする。

基本方針URL：

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

学習デジタルコンテンツ制作資料

1 みえデコ活！ロゴ



2 県章



3 みえデコ活レンジャー（5体集合バージョン）



4 みえデコ活レンジャー（太陽光レッド）



5 みえデコ活レンジャー（サスティナブルー）



6 みえデコ活レンジャー（エコカーピンク）



7 みえデコ活レンジャー（省エネイエロー）



8 みえデコ活レンジャー（リサイクルグリーン）

